

# 平成23年第6回教育委員会定例会日程

日 時 平成23年4月21日(木)

午後1時30分

場 所 北栄町役場大栄庁舎 第2・3会議室

## 1 開 会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 行政報告

教育長

教育総務課長

生涯学習課長

## 4 議 事

議案第<sup>33</sup>16号 小・中学校主任等の任命について

議案第<sup>34</sup>17号 幼稚園評議員の委嘱について

議案第<sup>35</sup>18号 北栄町教育行政評価委員の委嘱について

議案第<sup>36</sup>19号 北栄町スポーツ振興審議会委員の委嘱について

議案第<sup>37</sup>20号 区域外就学について

議案第<sup>38</sup>21号 準要保護児童生徒の認定について

議案第<sup>39</sup>22号 スクールバスの取り扱いについて

議案第<sup>40</sup>23号 北栄町人権同和教育推進協議会補助金交付要綱の制定について

議案第<sup>41</sup>24号 北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱の制定について

議案第<sup>42</sup>25号 部落解放同盟北栄町協議会活動事業費補助金交付要綱の制定について

## 5 報 告

- ・各課の事務分担について・・・・・・・・・・資料1
- ・平成23年4月北栄町議会臨時会の報告について・・・・資料1-1
- ・議会陳情案件の報告について・・・・・・・・・・資料2
- ・平成23年度北栄町教育委員会計画訪問の実施について・・・・資料3
- ・北栄町立小・中学校扇風機設置工事の効果について・・・・資料3-1

## 6 その他

- ・第8回中国地区市町村教育委員会連合会研修大会・・・・・・・・資料4
- ・鳥取県市町村教育委員会研究協議会総会・研究大会  
7月8日(金) 午後1時から セントパレス倉吉
- ・次回教育委員会 5月31日(火) 午後1時30分から

## 7 閉 会

# 4月行政報告

(4月21日 定例教育委員会)

## ＝教育総務課＝

### 1 (財) 竹歳敏夫奨学育英会について

3月29日、(財) 竹歳敏夫奨学育英会評議員会・理事会を開催しました。会では、平成23年度事業計画及び収支予算について審議され、原案どおり承認されました。

また、公益法人制度改革に伴う移行の方向性について、竹歳さんの意向を踏まえて検討していくことなどを協議されました。

### 2 転任・新任教職員着任式について

4月4日 北栄町立小・中学校の転任・新任教職員(39人)着任式を開催しました。

着任式では、転入者代表者として、福井和栄大栄小学校長の宣誓の後、来賓として出席された松本町長と池田町議会議長が、転任・新任教職員を激励されました。

### 3 入学(園)式について

次のとおり、入学(園)式が行われました。

日 時	学 校 等 名	入学(園)者数
4月5日	北条幼稚園	37人
4月8日	北条小学校	72人
4月8日	大栄小学校	78人
4月8日	北条中学校	79人
4月8日	大栄中学校	60人

### 4 平成23年度全国学力・学習状況調査の延期について

4月19日に実施されることになっておりましたが、平成23年度全国学力・学習状況調査は、文部科学省より、東日本大震災の影響等を考慮し、同日の実施を取り止め、7月末までは実施しないこと、また9月以降に実施するかどうかは今後通知することでした。

### 5 中学校修学旅行の行先変更について

4月下旬、東京方面で予定されていた大栄中学校修学旅行と、5月下旬、東京方面で予定されていた北条中学校修学旅行は、東日本大震災の影響等を考慮され、行先を関西方面に変更しました。

### 6 学校行事について

次のとおり、小学校の修学旅行を実施しました。

・4月14日～15日 大栄小学校6年生 74人

行き先：広島方面 平和記念公園、宮島(厳島神社他)

## 4 月 行 政 報 告

### =生涯学習課=

#### 1 婦人会総会について

4月9日、中央公民館において、町長出席のもと、平成23年度北栄町婦人会総会が開催されました。58名の方が出席された総会では、平成22年度事業報告及び収支決算並びに平成23年度事業計画、収支予算が提案され、いずれも原案どおり承認されました。また、総会に先立ち婦人会研修として「認知症について」として地域包括センター職員による講演と寸劇で理解を深めました。

#### 2 第1回体育指導委員会協議会について

4月14日、グリーンコープ大栄店で、第1回体育指導委員会協議会を開催しました。会では、委員18名出席のもと委嘱状交付の後、新役員の選考のほか平成23年度の取り組みについて協議されました。

新役員は以下のとおり（平成23年4月1日～平成25年3月31日）

会長—宇田川 誠章      副会長—山松 勉      杉川武士  
会計—井勢 健二

#### 3 北栄健康てくてくウォーキングについて

4月17日、昨年作成の、北栄健康てくてくマップの11コースから、6コースを選び今年度実施する「北栄てくてくウォーキング」の蜘蛛ヶ家山見晴らしコースを実施しました。参加者は、62名でした。次回は、5月15日の名探偵コナンオブジェ探訪コースです。

#### 4 高齢者対象講座シニアクラブ開講式について

4月18日、大栄農村環境改善センターにおいて、高齢者対象講座シニアクラブ開講式を開催しました。松本町長の「町政について」と題した記念講演の後、レクリエーション「いきいき音楽療法音楽療法」で身体をほぐしました。出席者は〇〇名でした。

#### 5 高校生マナーアップさわやか運動について

4月19日～22日、JR由良駅前において、高校生マナーアップさわやか運動として青少年育成推進指導員等関係者が、あいさつ・声掛け運動を行っています。

#### 6 北条歴史民俗資料館企画展について

4月23日～5月15日の会期で「だいえい国際交流協会 タイ王国山岳少数民族～伝統的手工芸の魅力～」を開催します。（平井知事テーブルカット列席）

#### 7 アザレアのまち音楽祭 2011「小倉美香子ソプラノコンサート」について

5月28日（土）、午後7時30分より大栄農村環境改善センターにおいて、アザレアのまち音楽祭 2011「小倉美香子ソプラノコンサート」を開催します。

議案第16号

小・中学校主任等の任命について

次の者を小・中学校主任等に任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成23年4月21日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

平成23年度北条町立小・中学校、幼稚園主任等

分 掌 名	大栄小学校	北条小学校
	氏 名	氏 名
教務主任	大平 智章	岡 裕一
第1学年主任	増尾 孝子	堀 真名美
第2学年主任	東谷 睦美	本田 京子
第3学年主任	豊嶋 里美	磯田 和子
第4学年主任	杉本 勝則	入江 明代
第5学年主任	佐伯 英範	山本 敦
第6学年主任	荒木 啓子	浪花 英樹
保健体育主事	杉本 勝則	山本 敦
人権教育主任	絹見 安明	川口 浩明
生徒指導主任	佐伯 英範	奥田 和弘
司書教諭	田熊 修子	山本 尚美
安全衛生推進者	阪本 玉代	富山 秀敏
防火管理者	阪本 玉代	富山 秀敏

分 掌 名	大栄中学校	北条中学校
	氏 名	氏 名
教務主任	石亀 伸弥	岡本 基晴
第1学年主任	吉田 幸平	小谷 清美
第2学年主任	矢田 幸人	眞山 隆博
第3学年主任	片上 浩之	山下 聖二
保健体育主事	片上 浩之	浜橋真由美
人権教育主任	梅原 憲和	山本 裕児
生徒指導主事	萬 彰夫	河原 裕司
進路指導主事	片上 浩之	山下 聖二
司書教諭	池口千奈美	近重 智子
安全衛生推進者	斉木 宏寿	山田 直樹
防火管理者	斉木 宏寿	山田 直樹

分 掌 名	北条幼稚園
	氏 名
防火管理者	大黒 恭子

任 期 平成23年4月 1日から平成24年3月31日まで

議案第 17 号

幼稚園評議員の委嘱について

次の者を幼稚園評議員に委嘱したいので、北栄町立幼稚園管理規則第 20 条の規定により委員会の同意を求める。

平成 23 年 4 月 21 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

平成23年度幼稚園評議員

(平成23年4月11日現在)

北条幼稚園			
評議員名	住所	年齢	備考
田中 春義	[REDACTED]	[REDACTED]	元民生児童委員、幼稚園ゲストティーチャー
齋尾 正憲	[REDACTED]	[REDACTED]	元教育委員、茶道教授
谷口 敬雄	[REDACTED]	[REDACTED]	元PTA会長
笠見 清子	[REDACTED]	[REDACTED]	民生児童委員
野田 恵	[REDACTED]	[REDACTED]	絵本読み聞かせボランティア

任 期 平成23年4月21日から平成24年3月31日まで

議案第18号

北栄町教育行政評価委員の委嘱について

次の者を北栄町教育行政評価委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成23年4月21日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり



平成23年度北栄町教育行政評価委員

氏名	住所	備考
野津 伸治	[REDACTED]	鳥取短期大学教授
西村 武春	[REDACTED]	(地域)
山田真由美	[REDACTED]	(保護者)

任 期 平成23年4月 1日から平成24年3月31日まで

議案第19号

北栄町スポーツ振興審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町スポーツ振興審議会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成23年4月21日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町スポーツ振興審議会委員名簿

平成23年4月1日現在

番号	氏名	所属等	備考
1	林 邦臣	財団法人北栄スポーツクラブ理事長	
2	中田 光夫	財団法人北栄スポーツクラブ	
3	山根由美子	財団法人北栄スポーツクラブ	
4	齋尾智恵里	財団法人北栄スポーツクラブ	
5	長見 毅	北栄町体育指導委員会会長	
6	宇田川誠章	北栄町体育指導委員会	
7	川本 晴江	北栄町体育指導委員会	
8	北村 秀徳	北条小学校	
9	鳥山 秀穂	大栄中学校 (平成23年4月1日から)	補欠委員
10	坂本 憲昭	北栄町自治会長会 (平成23年4月1日から)	補欠委員

任 期 平成22年4月 1日から平成24年3月31日まで

議案第20号

区域外就学について

から児童の区域外就学に係る申し立てがなされたので、北栄町立小学校及び中学校の校区に関する規則第5条により委員会の承認を求める。

平成23年4月21日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

議案第21号

準要保護児童生徒の認定について

次のとおり、要保護児童生徒に認定したいので、北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助支給に関する規則第8条により委員会の承認を求め  
る。

平成23年4月21日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

議案第 22 号

スクールバスの取り扱いについて

北条小学校PTA米里子ども会保護者会よりスクールバス運行の変更要望があり次のとおり変更したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成23年4月21日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

1 要望内容及び理由

別紙のとおり

2 要望に対する回答

要望の状況から、平成23年度に限り、米里の全学年児童5人の通学を認めることとする。なお、平成24年度以降は従前のとおり1、2学年及び班長等1名はスクールバス、3学年以上は徒歩通学とする。

教育長	主 管 長	課 長	係 長	回 議	主 査



平成 23 年 4 月 12 日

北栄町教育委員会  
教育長 岩垣博士様

北条小学校 PTA  
米里子供会保護者会

### 通学バス運行及び駐車場の変更についてのお願い

拝啓 陽春の候、貴会ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記要件について以下の通り運行についての変更をご配慮くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

●要望内容

1. 乗車場所

例年	⇒	今年度
米里グラウンドと橋付近		米里グラウンドのみ
冬季12月～2月全員バス通学のため米里グラウンドと橋付近 ※上記4月7日～すでに変更となっております。		

2. 利用学年

例年	⇒	今年度
1～2年・班長、副班長 (1名)		全学年対象

●要望理由

1. 子供の少子化のため（前年度10名→今年度5名）
2. 低学年化によるさらなる安全面の不安
3. 欠席、行事等での通学人数の減少による少人数での通学不安
4. 現在徒歩3名、バス2名であるため合理化を計りたい

(米里の現状) ... 別紙

6年 - 1人  
5年 - 2人 ) うち1人(班長)  
4年 - 1人  
2年 - 1人 - バス利用者

※不都合なケース  
・5年2人が車上山両修 ⇒ 徒歩通学1人  
・1人が(病欠)休み(卒業)不在 ⇒ 徒歩通学2人

以上  
○米里の現状は「徒歩」になる  
↓  
どう考えよう?  
①今年度の対応例化あり  
②左記をそんなにならなく、  
びよびよの現状とあり

## 平成23年度小学校・幼稚園バス通学計画

平成23年3月現在

江北浜・・・要望により(18年1月から  
冬季間町バス利用)

部 落	学年		4月～11月及び3月	人数	12月～2月(冬季間)	人数
東新田場 (11人)	1・2 幼稚園	行	[町大型バス] 東新田場～小学校	6	[町大型バス] 東新田場～小学校	6
		帰	[日本交通] 国 坂～江 北 11月 [町公用車] 小 学 校～東新田場	6	[町公用車] 小 学 校～東新田場	6
	3～6	行	[町大型バス] 東新田場～小学校	5	[町大型バス] 東新田場～小学校	5
		帰	4月～10月、3月(徒 歩) 11月 [町公用車] 小 学 校～東新田場	5	[町公用車] 小 学 校～東新田場	5
西新田場 (9人)	1～6 幼稚園	行	[町大型バス] 西新田場～小学校	9	[町大型バス] 西新田場～小学校	9
		帰	4月～10月、3月(徒 歩) 11月 [町公用車] 小 学 校～西新田場	9	[町公用車] 小 学 校～西新田場	9
米 里 (5人)	1・2 (引率 <del>1名</del> 含む) <del>幼稚園</del>	行	[町大型バス] 米 里～小学校	3	[町小型バス] 米 里～小学校	1
		帰	(徒 歩)	1	(徒 歩)	1
	3～6	行	(徒 歩)	2	[町小型バス] 米 里～小学校	4
		帰	(徒 歩)	4	(徒 歩)	4
下 神 (15人)	1・2 (引率 <del>1名</del> 含む) 幼稚園	行	[日本交通] 下 神～国 坂	4	[日本交通] 下 神～国 坂	4
		帰	[日本交通] 国 坂～下 神	3	[日本交通] 国 坂～下 神	3
	3～6	行	(徒 歩)	11	(徒 歩)	11
		帰	(徒 歩)	12	(要望により18年1月から保護 者負担でバス通)	12
松 神 (16人)	1・2 (引率 <del>1名</del> 含む) 幼稚園	行	[日本交通] 松 神～国 坂	5	[日本交通] 松 神～国 坂	5
		帰	[日本交通] 国 坂～松 神	4	[日本交通] 国 坂～松 神	4
	3～6	行	(徒 歩)	11	(徒 歩)	11
		帰	(徒 歩)	12	(要望により18年1月から保護 者負担でバス通)	12
曲 (16人)	1・2 (引率 <del>2名</del> 含む) 幼稚園	行	[日本交通] 下 神～国 坂	7	(20年1月から町バス利用)	5
		帰	[日本交通] 国 坂～下 神	5	[日本交通] 国 坂～下 神	5
	3～6	行	(要望により19年4月～	9	(20年1月から町バス利用)	11
		帰	保護者負担でバス通)	11	[日本交通] 国 坂～下 神	11

※引率人数

米里 (冬季間除く) 2名  
 下神 (行きのみ) 1名  
 松神 (行きのみ) 1名  
 曲 (冬季間除く 行きのみ) 2名



議案第23号

北栄町人権同和教育推進協議会補助金交付要綱の制定について

北栄町人権同和教育推進協議会補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年4月21日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町人権同和教育推進協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金交付規則（平成17年北栄町規定第43号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、北栄町人権同和教育推進協議会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町において、同和問題をはじめすべての人権問題の解決を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内において本補助金を交付する。

2 対象事業は以下のとおりとする。

- (1) 関係機関・団体の連絡調整に関すること。
- (2) 講演会・研修会に関すること。
- (3) 人権・同和教育に関する調査・研究に関すること。
- (4) 各種団体および関係機関の人権・同和教育活動に関すること。
- (5) その他協議会の目標達成に必要な事項

(交付決定の時期等)

第4条 本補助金の決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(実績報告の時期)

第5条 規則第18条第1項の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(提出書類の部数等)

第6条 町長に提出する書類は1部とし、教育委員会事務局を經由して提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この訓令又は規則に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

議案第24号

北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱の制定について

北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年4月21日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金交付規則（平成17年北栄町規定第43号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、北栄町部落解放文化祭活動費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町において、日常の学習や交流活動の成果を発表することにより、人権意識の高揚を図り、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて開催することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内において本補助金を交付する。

2 補助対象経費は以下のとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 使用料及び賃借料

(交付決定の時期等)

第4条 本補助金の決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(実績報告の時期)

第5条 規則第18条第1項の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(提出書類の部数等)

第6条 町長に提出する書類は1部とし、教育委員会事務局を經由して提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この訓令又は規則に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

議案第25号

部落解放同盟北栄町協議会活動費補助金交付要綱の制定について

部落解放同盟北栄町協議会活動費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年4月21日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

部落解放同盟北栄町協議会活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、部落解放同盟北栄町協議会活動事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、部落解放同盟北栄町協議会が同和問題解決のために行う学習・研修・啓発・団体活動に対し、その円滑な実施を促進し、同和問題の早期解決を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の対象となる費目、内容及び額は別表のとおりとする。

(交付決定の時期等)

第4条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第11条第1項の町長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 補助対象経費の20パーセントを超える減を伴う変更

(実績報告の時期等)

第6条 規則第18条第1項の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行われなければならない。

2 規則第18条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(提出書類の部数等)

第7条 町長に提出する書類は1部とし、教育委員会事務局を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この訓令又は規則に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助事業区分	補助対象		
	内 容	経費区分	額
部落解放同盟等が主催する同和問題解決に向けた各種事業	同和問題の解決に向けた集会・学習会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費</li> <li>・旅 費</li> <li>・需用費</li> <li>・役務費</li> </ul>	予算の範囲内
地区内の活動団体に補助する事業	地区内の保幼小中高校・女性・老人等の年間活動を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料及び賃借料</li> <li>・負担金補助及び交付金（地区内の活動団体に限る。）</li> </ul>	

◎議案第23号～第25号 補足資料

●補助金交付目的

○北栄町人権同和教育推進協議会補助金交付要綱

(交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町において、同和問題をはじめすべての人権問題の解決を図ることを目的とする。

○部落解放同盟北栄町協議会活動事業費補助金交付要綱

(交付目的)

第2条 本補助金は、部落解放同盟北栄町協議会が同和問題解決のために行う学習・研修・啓発・団体活動に対し、その円滑な実施を促進し、同和問題の早期解決を図ることを目的として交付する。

別表 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(別表) 補助事業区分 部落解放同盟等が主催する同和問題解決に向けた各種事業	(別表) 補助事業区分 部落解放同盟等が主催する同和問題解決に向けた各種 <u>大会等</u> に参加する事業
補助対象 内容 同和問題の解決に向けた集会・学習会等	補助対象 内容 同和問題の解決に向けた <u>全国及び県内</u> で開催される大会・集会・学習会等に参加するもの

○北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱

(交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町において、日常の学習や交流活動の成果を発表することにより、人権意識の高揚を図り、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて開催することを目的とする。



●追加議案書

平成23年第6回教育委員会定例会日程

日 時 平成23年4月21日(木)

午後1時30分

場 所 北栄町役場大栄庁舎 第2・3会議室

4 議 事

議案第<sup>43</sup>~~18~~号 学校評議員の委嘱について

議案第26号

学校評議員の委嘱について

次の者を学校評議員に委嘱したいので、北栄町立小学校及び中学校管理規則第36条の規定により委員会の同意を求める。

平成23年4月21日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

平成23年度幼稚園評議員及び学校評議員

(平成23年4月21日現在)

北条中学校		
評議員名	住所	備考
引田 恵子	[REDACTED]	学校講師
三村 章雄	[REDACTED]	住職(光明寺)
門脇 晴美	[REDACTED]	農業
山田 英明	[REDACTED]	会社員(山田石油)

大栄中学校		
評議員名	住所	備考
齋尾 忠彦	[REDACTED]	元中学校長
福光 大輔	[REDACTED]	社会福祉協議会職員
小椋 照良	[REDACTED]	主任児童委員
黒松 悟	[REDACTED]	鳥取中央育英校長
福光 寿昭	[REDACTED]	同窓会長
松岡 仁志	[REDACTED]	前PTA会長
長谷川勝矢	[REDACTED]	PTA会長

任期 平成23年4月21日から平成24年3月31日まで

●追加議案書 (その2)

平成23年第6回教育委員会定例会日程

日 時 平成23年4月21日 (木)  
午後1時30分  
場 所 北栄町役場大栄庁舎  
2階 第2・3会議室

4 議 案

- 議案第~~27~~<sup>44</sup>号 北栄町小中学校PTA活動費補助金交付要綱の制定について  
議案第~~28~~<sup>45</sup>号 北栄町婦人会活動費補助金交付要綱の制定について

議案第27号

北栄町小中学校PTA活動費補助金交付要綱の制定について

北栄町小中学校PTA活動費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年4月21日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町小中学校PTA活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則（平成17年10月北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、北栄町小中学校PTA活動費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町小中学校PTA活動に要する経費の一部を助成することにより、PTA相互の連携を図り、教育の振興、会員の研修に努め、児童生徒の健全な育成に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の補助対象者は、北栄町小中学校PTAとする。

(補助対象事業内容及び補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる事業内容は、補助対象者が実施する事業であって次の各号に掲げるものとし、補助の対象となる経費は、講師等謝礼とする。

- (1) 講演会
- (2) 研修会
- (3) 交流会
- (4) 体育・リクリエーション活動
- (5) その他町長が、特に必要と認める活動

(補助金額)

第5条 本補助金の額は、一団体あたり20,000円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 本補助金の交付申請は、様式第1号による申請書により、事業開始の30日前までに行なわなければならない。

2 前項の申請書には、様式第2号及び様式第3号を添付するものとする。

(補助金交付の決定)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第18条の規定による報告は、様式第5号による報告書により、次に掲げる日までに行なわなければならない。ただし、総会資料については、総会終了後すみやかに提出するものとする。

(1) 補助事業等が完了した場合にあっては、補助対象事業の完了の日から30日を経過

する日

(2) 補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了した場合にあっては、補助対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 前項の報告書には、様式第2号及び様式第3号を添付するものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

北栄町長

様

(申請者)

住 所 北栄町

団体名 学校PTA

役職・氏名 会長

印

年度北栄町小中学校PTA活動費補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、北栄町小中学校PTA活動費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	北栄町小中学校PTA活動費補助金
交付申請額	円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他(総会資料)

様式第2号 (第6条、第8条関係)

年度北栄町小中学校PTA活動補助金事業計画 (報告) 書

1 PTAの名称	学校PTA
2 補助対象事業名	
3 実施期日	平成 年 月 日 ( )
4 実施時間	午前・後 時 分 ~ 午前・後 時 分
5 参加人数	・児童生徒 人 ・保護者 人 ・教職員 人 ・その他 人 計 人
6 講師、助言者、 指導者等	(所属等) (職・氏名)
7 謝礼金額	円
8 事業内容等	
9 事業効果	



様式第3号 (第6条、第8条関係)

年度北栄町小中学校PTA活動補助金事業収支予算(決算)書

1 収入

(単位 円)

区 分	予算(決算)額	摘 要
市町村補助金		
計		

2 支出

(単位 円)

区 分	予算(決算)額	摘 要
計		

受生第 号  
年 月 日

様

北栄町長

年度北栄町小中学校PTA活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった北栄町小中学校PTA活動費補助金（以下「補助金」という。）については、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助規定の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

北栄町長

様

（提出者）

住 所 北栄町

団体名 学校PTA

役職・氏名 会長

印

年度北栄町小中学校PTA活動費補助金実績報告書

年 月 日付受生第 号による交付決定に係る事業の実績について、北栄町小中学校PTA活動費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	北栄町小中学校PTA活動費補助金
交付決定	円
実績	円
差引	円
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業報告書</li> <li>2 収支決算書</li> <li>3 その他（謝金等領収書の写し、総会資料）</li> </ol>

議案第28号

北栄町婦人会活動費補助金交付要綱の制定について

北栄町婦人会活動費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年4月21日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町婦人会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、北栄町婦人会活動費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町婦人会活動に要する経費の一部を助成することにより、会員相互の連携と親睦を図り知識と教養を深め、地域社会の福祉の増進、女性の自立と社会参加の促進を図り、男女共同参画社会の形成に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の補助対象者は、北栄町婦人会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業内容は、第2条の目的を達成するために補助対象者が実施する事業とする。

(補助金額)

第5条 本補助金の額は、予算の定める範囲内で、前条の対象事業の活動経費の2分の1以内とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 本補助金の交付申請は、様式第1号による申請書によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 規約
- (4) 役員名簿、会員人数がわかる資料
- (5) 総会資料

(補助金交付の決定)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第18条の規定による報告は、様式第5号による報告書により、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 補助事業等が完了した場合にあっては、補助対象事業の完了の日から30日を経過する日
- (2) 補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了した場合にあっては、補助対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業報告書 (様式第2号)
- (2) 収支決算書 (様式第3号)
- (3) 総会資料
- (4) その他、必要な資料

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

北栄町長 様

(申請者)

住 所 北栄町

団体名 北栄町婦人会

役職・氏名 会長

印

年度北栄町婦人会活動費補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、北栄町婦人会活動費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	北栄町婦人会活動費補助金
交付申請額	円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 規約 4 役員名簿、会員人数がわかる資料 5 総会資料

(備考) 添付資料「5 総会資料」に明確な記述がある場合は、(1)～(4)を適宜省略することができる。

様式第2号 (第6条、第8条関係)

年度北栄町婦人会活動補助金事業計画 (報告) 書

1 事業の目的

2 事業効果

3 年間事業計画 (報告)

開催時期	事業内容



様式第3号 (第6条、第8条関係)

年度北栄町婦人会活動補助金事業収支予算 (決算) 書

1 収入 (単位 円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△)	摘 要
市町村補助金				
計				

2 支出 (単位 円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△)	摘 要
計				

受生第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

北栄町長

年度北栄町婦人会活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった北栄町婦人会活動費補助金（以下「補助金」という。）については、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額等

(1) 算定基準額	金 _____ 円
(2) 交付決定額	金 _____ 円

2 補助規定の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

北栄町長

様

（提出者）

住 所 北栄町

団体名 北栄町婦人会

役職・氏名 会長

印

年度北栄町婦人会活動費補助金実績報告書

年 月 日付受生第 号による交付決定に係る事業の実績について、北栄町婦人会活動費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	北栄町婦人会活動費補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
	円	円
実績	円	円
差引	円	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 総会資料 4 その他、必要な資料	

（備考）添付書類「3 総会資料」に明確な記述がある場合は、（1）、（2）及び（4）を適宜省略することができる。

《 平成23年度 教育総務課 事務分担表 》

課 長	田中 英伸
課 長 補 佐	岩田 正子
課 長 補 佐	桑本 康昭
課 長 補 佐	尾川 里美
課 長 補 佐	大庭 博

指導主事  
指導主事  
学校給食センター

係 名	分 担 事 務	主 査	副 査
学校教育係 課長補佐 岩田 正子 課長補佐 桑本 康昭 課長補佐兼係長 大庭 博	教育委員会の会議に関する事	大庭 博	松本 裕実
	事務部局、学校、その他の教育機関（県費負担教職員を除く）の人事に関する事。	大庭 博	松本 裕実
	教育財産の管理に関する事。	大庭 博	松本 裕実
	教育委員会規則の制定又は改廃に関する事。	大庭 博	松本 裕実
	統計及び調査に関する事。	宍戸 史歩	大庭 博
	公印、公文書類の管理及び保管に関する事。	大庭 博	宍戸 史歩
	県費負担教職員の任免、分限及び懲戒の内申に関する事。	大庭 博	松本 裕実
	学校医等の委嘱に関する事。	宍戸 史歩	大庭 博
	学級編成に関する事。	桑本 康昭	松本 裕実
	教育内容及びその取り扱いに関する事。	桑本 康昭	松本 裕実
	学校保健衛生に関する事。	松本 裕実	宍戸 史歩
	児童及び生徒の就学に関する事。	松本 裕実	宍戸 史歩
	小・中学校に関する事。	松本 裕実	宍戸 史歩
	幼稚園に関する事。	松本 裕実	大庭 博
	教育行政の相談等に関する事。	大庭 博	松本 裕実
	幼児教育に係る指導助言に関する事	岩田 正子	桑本 康昭
	学校教育に係る指導助言に関する事	桑本 康昭	岩田 正子
保・幼・小・中・高の連携に関する事	桑本 康昭	岩田 正子	
その他学事に関する事。	松本 裕実	宍戸 史歩	
学校給食係 課長補佐 尾川 里美	学校給食に関する事	尾川 里美	松田 忍
	学校給食センターに関する事	尾川 里美	松田 忍

## 《北条幼稚園》

園長	森田 清子
園長補佐	大黒 恭子

係名	分担事務	主査	副査
園長 森田清子	沿革史に関すること	森田	大黒
	教育課程、園要覧に関すること	森田	大黒
	連携に関すること（地域、研究会等）	森田	大黒
	ようちえん広場、教育相談に関すること	森田	大黒
	危機管理、安全管理、園舎管理に関すること	森田	大黒
	環境整備に関すること	森田	大黒
	外部評価、園内評価に関すること	森田	大黒
	学籍に関すること	森田	大黒
園長補佐 大黒恭子	幼稚園の予算の編成及び執行	大黒	森田
	事務、経理に関すること	大黒	森田
	家庭連絡に関すること	大黒	森田
	行事に関すること	大黒	森田
	避難訓練に関すること	大黒	森田
	給食に関すること	大黒	磯江
	PTAに関すること	大黒	森田
	預かり保育に関すること	野嶋	中口
	保健に関すること	大黒	磯江
主任教諭 澤村美穂 (太陽の組 担任)	学級経営に関すること	澤村	中口
	研究推進に関すること	大黒	澤村
	交通安全に関すること	大黒	澤村
教諭 荒尾 舞 (大空の組 担任)	学級経営に関すること	荒尾	磯江
	人権・同和教育に関すること	大黒	荒尾

《生涯学習課》 平成23年度 事務分担表 (案)

課長	西村 文伸
----	-------

●文化・スポーツ推進室

室長	西村 文伸
副主幹	中口 一彦
主任	池田 武
主事	吉松 優子
主事	朝倉真理子
臨時職員	浜本 有子
臨時職員	濱田祐香里

●人権教育推進室

室長	樋口 和夫
副主幹	岡崎しづみ
人権教育推進員	堀江 純子

社会教育主事兼務

係名	分担事務	主査	副査	副査
文化・スポーツ推進室 室長 西村 文伸	社会教育に関すること。	吉松 優子	西村 文伸	濱田祐香里
	社会教育委員会に関すること。	吉松 優子	朝倉真理子	濱田祐香里
	社会教育関係団体の育成に関すること。	吉松 優子	朝倉真理子	濱田祐香里
	青少年育成北栄町民会議に関すること。	吉松 優子	朝倉真理子	濱田祐香里
	家庭教育に関すること。	朝倉真理子	吉松 優子	濱田祐香里
	青少年育成に関すること。	朝倉真理子	吉松 優子	濱田祐香里
	倉吉地区少年補導センターに関すること。	朝倉真理子	吉松 優子	濱田祐香里
	成人式に関すること。	朝倉真理子	吉松 優子	濱田祐香里
	放課後子どもプランに関すること。	吉松 優子	朝倉真理子	濱田祐香里
	社会体育の振興に関すること。	中口 一彦	西村 文伸	濱田祐香里
	スポーツ普及振興に関すること。	中口 一彦	浜本 有子	濱田祐香里
	スポーツ振興審議会委員、体育指導委員会に関すること。	中口 一彦	浜本 有子	濱田祐香里
	すいか・ながいも健康マラソンに関すること。	中口 一彦	浜本 有子	濱田祐香里
	スポーツクラブの事業支援に関すること。	中口 一彦	浜本 有子	濱田祐香里
	文化・文化財保護に関すること。	池田 武	西村 文伸	濱田祐香里
	芸術・文化振興に関すること。	池田 武	原田あかり	濱田祐香里
	文化財保護委員会に関すること。	池田 武	原田あかり	濱田祐香里
	文化・文化財の管理・保存・保護等に関すること。	池田 武	原田あかり	濱田祐香里
	埋蔵文化財発掘調査に関すること。	池田 武	原田あかり	濱田祐香里
	民俗芸能伝承に関すること。	池田 武	原田あかり	濱田祐香里
	アザレア音楽祭等に関すること。	池田 武	原田あかり	濱田祐香里
	歴史の証言事業に関すること	池田 武	原田あかり	濱田祐香里
	歴史民俗資料館に関すること。	池田 武	原田あかり	濱田祐香里
歴史民俗資料館運営委員会に関すること	池田 武	原田あかり	濱田祐香里	
歴史民俗資料館の事業運営に関すること。	池田 武	原田あかり	濱田祐香里	
歴史民俗資料館の施設管理に関すること。	池田 武	原田あかり	濱田祐香里	
人権教育推進室 室長 樋口 和夫	同和対策及び人権行政に関すること	岡崎しづみ	樋口 和夫	堀江 純子
	同和対策事業に関すること	岡崎しづみ	樋口 和夫	堀江 純子
	人権啓発に関すること	樋口 和夫	岡崎しづみ	堀江 純子
	人権擁護に関すること	樋口 和夫	岡崎しづみ	堀江 純子
	隣保館の管理運営に関すること	岡崎しづみ	樋口 和夫	堀江 純子
	児童館の管理運営に関すること	岡崎しづみ	樋口 和夫	堀江 純子
	住宅新築資金に関すること	岡崎しづみ	樋口 和夫	堀江 純子
	同和教育の推進に関すること	樋口 和夫	岡崎しづみ	堀江 純子
	人権教育の推進に関すること	樋口 和夫	岡崎しづみ	堀江 純子
	人権同和教育のための資料収集作成に関すること	樋口 和夫	岡崎しづみ	堀江 純子
	人権同和教育指導者の研修・養成に関すること	樋口 和夫	岡崎しづみ	堀江 純子
	人権同和教育推進協議会に関すること	岡崎しづみ	樋口 和夫	堀江 純子
	奨学生に関すること	岡崎しづみ	樋口 和夫	堀江 純子

## 《中央公民館》

社会教育主事兼務

館長	西村 文伸
係長	磯江 恵子
主事	新川 研司
事務補佐員	松本 優佑

平成23年度

係名	分担事務	主査	副査	
公民館係 係長 磯江 恵子	公民館の管理運営に関する事	磯江 恵子	新川 研司	松本 優佑
	公民館運営審議会に関する事	磯江 恵子	新川 研司	
	公民館関係予算の編成及び執行に関する事	磯江 恵子	新川 研司	松本 優佑
	北条民芸実習館の管理に関する事	新川 研司	磯江 恵子	松本 優佑
	自治公民館の学習支援に関する事	磯江 恵子	新川 研司	松本 優佑
	高齢者対象講座に関する事	新川 研司	磯江 恵子	松本 優佑
	男性対象講座に関する事	新川 研司	磯江 恵子	松本 優佑
	女性対象講座に関する事	磯江 恵子	新川 研司	松本 優佑
	文化教室関係に関する事	新川 研司	磯江 恵子	松本 優佑
	美術展に関する事	磯江 恵子	新川 研司	松本 優佑
	公民館まつりに関する事	新川 研司	磯江 恵子	松本 優佑
	由良川いかだレース大会に関する事	新川 研司	磯江 恵子	松本 優佑
	北栄文芸の発刊に関する事	新川 研司	磯江 恵子	松本 優佑
	公用車の使用、管理に関する事	新川 研司	磯江 恵子	
	公民館の広報に関する事	磯江 恵子	新川 研司	
	大栄分館、関係諸機関との連携調整に関する事	磯江 恵子	新川 研司	

## 《図書館》

館長	山崎 盈二
係長	妻由 静代
臨時(司書)	田中ひとみ
臨時(司書)	小谷 優衣
臨時(事務)	三谷 太祐
臨時(分室司書)	藤井 明美

平成23年度

係名	分担事務	主査	副査	副査
図書館係 係長 妻由 静代	図書館の総括に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	
	職員の指揮監督、研修に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	
	公印、公文書類の管理及び保管に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	
	図書館協議会に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	(田中ひとみ)
	関係諸機関との連絡、調整に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	(田中ひとみ)
	図書館の危機管理に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	(三谷 太祐)
	図書館奉仕活動の計画に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	(小谷 優衣)
	寄贈、寄託資料に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	(田中ひとみ)
	書誌データに関する事	山崎 盈二	妻由 静代	(小谷 優衣)
	資料の保管、書庫の維持管理に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	(三谷 太祐)
	廃棄図書に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	(田中ひとみ)
	パソコンの維持管理に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	(田中ひとみ)
	図書館の広報に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	(三谷 太祐)
	図書館のサービスに関する事(特集、レイアウトなど)	山崎 盈二	妻由 静代	(田中ひとみ)
	図書館関係予算の編成及び執行に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	
	図書館関係決算及び監査に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	
	図書館資料の図書館間相互貸借に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(小谷 優衣)
	ボランティアに関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(三谷 太祐)
	ブックスタート事業に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(小谷 優衣)
	貸出業務及び図書の維持管理に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(小谷 優衣)
	購入図書及び逐次刊行物の収集に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(小谷 優衣)
	参考業務(レファレンス)に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(田中ひとみ)
	読書会・研究会・講演会・映写会・資料展示会等に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(田中ひとみ)
統計及び調査に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(三谷 太祐)	
図書館の建物、物品の維持管理に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(三谷 太祐)	
図書係庶務及び会計、文書取扱いに関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(三谷 太祐)	
北条分室 係長 妻由 静代	図書館の建物、物品、図書の維持管理に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	(藤井 明美)
	図書館の広報に関する事	山崎 盈二	妻由 静代	(藤井 明美)
	図書館のサービスに関する事(特集、レイアウトなど)	山崎 盈二	妻由 静代	(藤井 明美)
	ボランティアに関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(藤井 明美)
	購入図書及び逐次刊行物の収集に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(藤井 明美)
	図書館資料の図書館間相互貸借に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(藤井 明美)
	貸出業務及び図書の維持管理に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(藤井 明美)
	参考業務(レファレンス)に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(藤井 明美)
	読書会・研究会・講演会・映写会・資料展示会等に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(藤井 明美)
ブックスタート事業に関する事	妻由 静代	山崎 盈二	(藤井 明美)	



大栄文化センター事務分担表

——隣保館・児童館——

2011（平成23.4.1 現在）

館 長	中江人美	児童厚生員	徳田美鈴	
生活相談員	伊藤陽子	児童厚生員	内田恵里子	
分 担 事 務			主 査	副 査
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運営の基本に関する事。</li> <li>2. 事業の推進に関する事。</li> <li>3. 施設、設備の管理及び職員厚生に関する事。</li> <li>4. 防火管理に関する事。</li> <li>5. 避難訓練に関する事。</li> <li>6. 文書の受付、発送、保管に関する事。</li> <li>7. 予算差引、事務用品の購入、管理に関する事。</li> <li>8. 人権同和教育推進連絡会に関する事。</li> <li>9. 遊具の管理整備に関する事。</li> <li>10. 図書に関する事。</li> <li>11. 子どもの遊びの指導に関する事。</li> <li>12. 母親クラブ組織化、育成、活動に関する事。</li> <li>13. 人権推進に関する事。</li> <li>14. 相談事業に関する事。</li> <li>15. 各種教室に関する事。</li> <li>16. 県隣協及び中隣協に関する事。</li> <li>17. 児童館だより発行に関する事。</li> <li>18. 部落解放文化祭に関する事。</li> <li>19. 隣保館事務に関する事。</li> <li>20. 児童館事務に関する事。</li> <li>21. 文化学習推進事業に関する事。</li> <li>22. 同和地区福祉資金貸付事業に関する事。</li> </ol>			館 長 館 長 館 長 館 長 徳 田 内 田 内 田 館 長 内 田 内 田 徳 田 徳 田 館 長 伊 藤 館 長 館 長 内 田 館 長 館 長 館 長 伊 藤 伊 藤	職 員 全 員 で あ た る

## 平成 23 年度 北条文化会館職員事務分担表

平成 23 年度 4 月 1 日現在

館長                    西村 康子  
 生活相談員  
 事務補佐員        山崎 三峰子（臨時）

分 担 事 務		主 査	副 査
1	運営の基本に関すること	西 村	職員全員
2	事業の推進に関すること	西 村	
3	施設管理に関すること	西 村	
4	防火管理に関すること	西 村	
5	文書管理に関すること	山 崎	
6	予算に関すること	山 崎	
7	隣保館運営事業に関すること	山 崎	
8	相談事業に関すること	西 村	
9	各種教養文化教室に関すること	山 崎	
10	広報に関すること	山 崎	
11	部落解放文化祭に関すること	西 村	
12	隣保館事務に関すること	山 崎	
13	鳥取県隣保館連絡協議会及び中部地区隣保館 集会所児童館連絡協議会に関すること	西 村	

平成23年度分

## 職員事務分掌表

北栄町大野児童館

館長	西村 康子	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童健全育成に関わること全て</li> <li>事務全般において、把握及び総轄</li> </ul>
厚生員	宮前 直美	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童健全育成に関わること全て</li> <li>児童館予算に関すること全て (補正予算・新年度予算見積の記入・管理) (予算差引簿・購入伺い・支出決議書の記入・執行・管理)</li> <li>児童館事業に関すること全て (依頼・案内文・運営委員会提出書類作成・管理 等)</li> </ul>
厚生員	田中 清美	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童健全育成に関わること全て</li> <li>児童館事業に関すること (入館者・依頼・案内文・運営委員会提出書類作成 等)</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>日常の記録 (利用状況・日誌・児童館だより) → 交替で記入、作成</li> <li>基本的な生活習慣、勉強会等における指導内容及び行事内容についての話し合い → 職員全員で随時行う</li> <li>町内 保・幼稚園(所)・小・中の事業等に参加、連携を随時とる。 (例 地域ボランティア等で参加し連携をはかる)</li> </ul>

5 報告

・平成 23 年 4 月北栄町議会臨時会の報告について

次の条例の制定案について、平成 23 年 4 月 11 日招集の平成 23 年 4 月北栄町議会臨時会に提案し、原案のとおり可決された。

北栄町条例第 号

北栄町音田教育振興基金条例の一部を改正する条例

北栄町音田教育振興基金条例（平成 23 年北栄町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定により、音田哲夫氏からの寄附金 1,000 万円を原資として、北栄町に住所を有する中学生のうち、向学心旺盛で成績優秀でありながら経済的理由により勉学を継続することが困難な者に対し、高等学校の入学に係る経費の一部を給付し、もって、地域社会の発展に寄与する有用な人材を育成するため、北栄町音田教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(その他)</p> <p>第 6 条 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定により、音田哲夫氏からの寄附金 1,000 万円を原資として、北栄町に住所を有し、かつ、北栄町立中学校に通う中学生のうち、向学心旺盛で成績優秀でありながら経済的理由により勉学を継続することが困難な者に対し、高等学校の入学に係る経費の一部を給付し、もって、地域社会の発展に寄与する有用な人材を育成するため、北栄町音田教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第 6 条 <u>町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第 7 条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

受北教総 第356号

平成23年3月30日

北栄町議会

議長 池田 捷昭 様

北栄町教育委員会

委員長 吉田 助三郎

陳情案件について（報告）

平成22年12月17日付発北議第136号により送付のあったこのことについて、次のとおり報告します。

記

1 件名

(1) 平成22年陳情第11号 教育環境・施設・設備の充実にに関する陳情

① 33人学級の継続・拡大について

⇒前年度同様に新年度においても実施します。

② 学校司書、学校主事、教員補助員（特別支援教育補佐員）、ICT教育活動支援員の継続配置について

⇒新年度においても継続配置します。

③ 通学路の安全確保について

⇒通学方法についての生徒指導について、学校へ依頼済みです。

通学路の安全確保は、道路管理者等関係機関と現地確認し、特に修繕等を要する箇所について改善するよう要望済みです。

(2) 平成22年陳情第15号 大栄小学校通学路の危険箇所および学習環境等の改善について

・学習環境などの改善

① 少人数学級の継続

⇒前年度同様に新年度においても実施します。

② 町負担の教職員（学校主事補佐員等）の継続配置

⇒新年度においても継続配置します。

- ③ 教室のエアコン設置  
⇒エアコンは設置せず、新年度に町内各小・中学校普通教室へ扇風機を設置  
します。
- ④ 雨漏り修理  
⇒新年度に修理します。
- ⑤ 家庭科室の調理台更新  
⇒校長とともに現地確認した結果、緊急性などを勘案し新年度の更新はしま  
せんが、学校において細心の注意を図り利用することを確認しています。
- ⑥ 3階廊下窓側の鉄柵取り付け  
⇒新年度に3階廊下に鉄柵を設置します。
- ⑦ 樹木の枝落とし  
⇒実施済みです。
- ⑧ 教室の学習計画黒板、背面黒板の塗り替え  
⇒校長とともに現地確認した結果、緊急性などを勘案し新年度の塗り替えは  
しません。
- ⑨ 階段踊り場窓枠下修理  
⇒新年度に修理します。既に発注済みです。
- ⑩ 管理棟1階シロアリ駆除  
⇒新年度に駆除します。
- ・通学路等の危険箇所の改善
  - ① 六尾北の歩道設置  
⇒町道管理者へ要望済みです。
  - ② 妻波の通学路で登下校時にトレーラーの通行で危険  
⇒通学方法についての児童指導について学校へ依頼済みです。  
当該業者には、道路管理者を通じて通学路であるため通行に注意をするよ  
う依頼済みです。

## 平成23年度北栄町教育委員会計画訪問の実施について

北栄町教育委員会

## 1. 幼稚園、小・中学校規模

幼稚園…1	小学校…2	中学校…2		
学校・園名	児童・生徒数 (内:特別支援学級)	学級数 (内:特別支援学級)	教職員数 (休職者等を含む)	備考
北条幼稚園	37	2	7	
北条小学校	415 (15)	19 (3)	36	少人数学級 (1,2,4,6年)
大栄小学校	442 (11)	19 (2)	36	少人数学級 (1,2,5,6年)
北条中学校	226 (6)	10 (2)	33	少人数学級 (1年)
大栄中学校	177 (6)	8 (2)	31	

## 2. 訪問者

- ・教育委員長・教育委員・教育長 …5名
- ・教委事務局 …4名  
(2課長+指導主事2)
- ・中部教育局指導主事 …1名

※訪問者は予定。

## 3. 計画訪問の実施方法について

※ 前・後期2回実施

前期：平成23年5月23日(月)～7月1日(金)

後期：平成23年10月24日(月)～11月30日(水)

※ 前期・後期とも、1日2校(午前1校、午後1校)。

※ 午前の訪問学校で給食試食。

※ 午後の訪問学校では、全職員との懇談会(1時間程度)を設ける。

※ 前期と後期で、午前と午後を入れ替える。

※ 幼稚園は、前・後期とも午前。

※ 詳しくは、別紙「平成23年度北栄町立幼稚園・小中学校計画訪問実施要項」による。

## 訪問の日程

- ・ 午前校 …校長説明・授業参観・主任説明及び懇談・給食・(諸表簿の閲覧)
- ・ 午後校 …授業参観・校長説明・主任説明・全職員との懇談会・(諸表簿の閲覧)

# 平成23年度北栄町立幼稚園・小・中学校計画訪問実施要項

北栄町教育委員会

## 1. 趣 旨

- 各園・学校の教育活動の現状や学校経営上の成果と課題についてその実情を把握し、教育課程実施上の諸問題についての理解を深め、学校教育の充実に向けて支援する。
- 各園・学校の教育課題を明らかにし、児童・生徒の「生きる力」の向上を図り、魅力ある学校経営の創造について意見交換を行い、今後の教育の推進方策等について協議する。

## 2. 訪問の視点

- (1) 児童・生徒の実態（生活・学力）について
- (2) 今年度の創意ある学校経営の取り組みについて
  - ・ 一人一人の確かな学力向上の取り組み（少人数学級の取り組み、家庭学習の状況）
  - ・ 豊かな心を育む取り組み
  - ・ 人権・同和教育の取り組み
  - ・ 地域に根ざした学校の取り組み
  - ・ 幼保小中高連携の取り組み
- (3) その他
  - ・ 教育施設設備について

## 3. 訪問の内容

### 【午前訪問学校の場合】

- (1) 授業参観（全学年、全学級）…2コマを自由参観（幼稚園は1コマ）
- (2) 学校・園経営等に関する説明（現状、成果と課題）並びに今年度の取り組みの重点について  
学校・園経営…校長・園長、教育課程…教務主任、研究推進…研究主任、人権教育…人権教育主任、生徒指導…生徒指導主事（主任）⇒各校・園の実情に合わせる
- (3) 学習環境の整備（校舎内外の整備状況や安全・情操面について）
- (4) 給食試食
- (5) 懇談会  
校長・教頭・教務主任・(学年主任)・(研究主任)・(人権教育主任)・(生徒指導主事(主任))  
など（可能な限り）

### 【午後訪問学校の場合】

- (1) 授業参観（全学年、全学級）…2コマまたは1コマを自由参観
- (2) 学校・園経営等に関する説明（現状、成果と課題）並びに今年度の取り組みの重点について  
学校・園経営…校長・園長、教育課程…教務主任、研究推進…研究主任、人権教育…人権教育主任、生徒指導…生徒指導主事（主任）⇒各校・園の実情に合わせる
- (3) 学習環境の整備（校舎内外の整備状況や安全・情操面について）
- (4) 懇談会  
全職員（可能な限り）



#### 4. 当日の日程

---

※各小中学校・園と協議。

---

##### ※全職員との懇談会のテーマ（小・中）

小学校……学力向上における各学年の現状・課題と課題解決のための具体的な取り組み  
中学校……学力向上における各教科の現状・課題と課題解決のための具体的な取り組み  
(少人数学級の取り組みや家庭学習の定着に向けての取り組みも含めて)

#### 5. 留意点

---

- (1) 学校経営等・各主任からの説明に当たっては、学校評価のPDCAサイクルを生かして、学校要覧や資料等（A4版）で具体的・簡潔に説明する。
- (2) 可能な限り、特色ある学習活動（例えば、少人数指導、道徳、人権・同和教育の授業、情報機器や学校図書館の活用など）や加配を活用した授業が参観できるようにする。
- (3) 授業参観において、午前訪問学校は学習指導案（略案 A4版 縦置き 横書き 1人1枚）及び授業者一覧表を準備する。午後訪問学校は、指導者・教科・場所・単元名・本時目標・主な学習活動が分かる一覧表を準備する。

#### 6. その他

---

町教育委員会の学校訪問にあわせて、県教育委員会も同行する。

# 新 学校問題解決支援事業について

平成23年4月13日  
教 育 総 務 課

## 1 事業の目的・概要

学校現場では、保護者等からの要望が多様化している。これらの解決困難な問題の対応に追われ、過重労働に陥ったり精神的負担を抱え健康を損なう教職員が発生しないよう、負担軽減を図るための措置をはかる。

## 2 事業内容（案）

### (1) 弁護士による電話相談等

- ・ 法律的な指導助言が必要な解決困難な事例について、弁護士に相談できる体制を整備。
- ・ 東・中・西部地区で各1名、弁護士を指定し、電話相談等を受ける。
- ・ 弁護士電話相談 … 指定の日時（週1日、2時間）に開設

### (2) 退職校長による相談・助言窓口の新設

- ・ 各教育局に「相談員」（退職校長を予定）を配置
- ・ 状況に応じ電話・訪問等による相談支援を実施（週3日、午後の4時間）

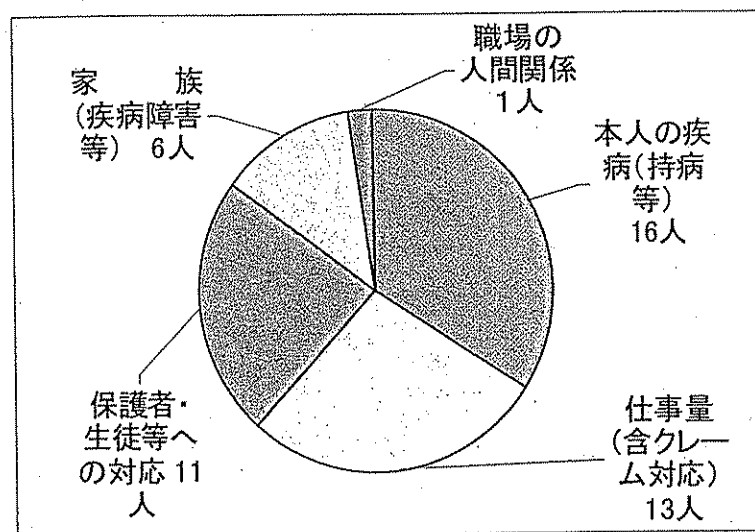
### (3) 学校問題支援チームの設置

- ・ 弁護士による電話相談等及び各教育局に設置する「相談・助言窓口」に寄せられた事例、「県民の声」など県教育委員会に直接寄せられた事例について事例分析を行い、同様の事例に対して適切な対応ができるよう、対応方針等のとりまとめを行う。
- ・ チーム構成 … 弁護士、医師、警察、校長、SSWなどを想定

### (4) 学校問題解決データベースの作成

- ・ Torikyo-Net上に「学校問題解決データベース」を作成
- ・ 学校問題支援チームで協議した事例研究の結果を随時アップし、県下の学校が同様の事例に対して適切に対応できる体制を整備する。

【参考】 H2.1 精神性疾患による休職者の主な原因（複数回答あり）



複数回答ではあるが、保護者・生徒、クレーム対応が半数近くを占めている（回答47件中24件：51%）

平成23年度の国事業及び県事業の経費負担(イメージ図) 案

学校支援地域本部事業(国事業)

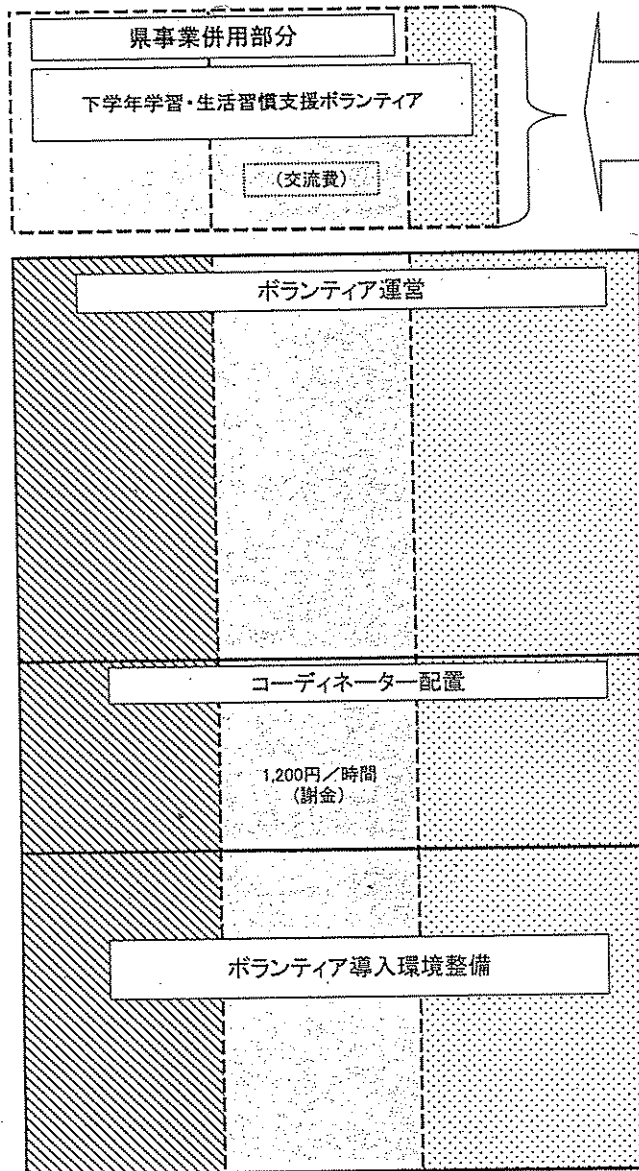
地域で育む学校支援ボランティア事業(県事業) 補正(7月~3月)

国

県

市町村

10/19 検討実施  
未実施 - 2市町村



<p>下学年学習・生活習慣支援ボランティア【必須】</p> <p>① ボランティア活動費 (ボランティアに還元される経費)</p> <p>小学校 小規模校 60,000円 大規模校 90,000円 <i>18校(12年3校)</i></p> <p>交流費 (補助予定を超える経費)</p>	
<p>学習・環境整備等支援等ボランティア 年間10回</p> <p>中学校 小規模校 45,000円 大規模校 75,000円</p> <p>◆交通費、給食費実費、保険料、茶菓代、謝礼等</p> <p>日常の活動に必要な経費 (学校既定予算を使用する場合あり) ・環境整備(鉢、鉢、軍手、花苗) ・体験活動教材 ・ボランティア募集(チラシ、ポスター) ・通信費(郵券) ・ボランティアたより(コピー用紙) ・ボランティア研修会 ・茶菓等</p>	
<p>放課後等ボランティア</p> <p>体験活動経費 教材費等</p>	
<p>コーディネーター配置【必須】</p> <p>② コーディネーター活動費 月額10,000円 (携帯電話料、交通費、保険料、謝礼等)</p> <p>コーディネーター活動費 謝礼、交通費等上乗せ 研修費、等</p> <p>※コーディネーター、学校担当者等への研修会は県が実施</p>	
<p>県(定額) 市町村</p>	
<p>初年度のみ(ボランティア導入のための環境整備にかかる費用) ※日常の活動に必要な経費は除く</p>	
<p>ボランティア導入環境整備</p> <p>③ ボランティア導入環境整備費 小規模校:70,000円 大規模校:100,000円</p> <p>ボランティアルーム・ボランティアコーナーの設置、ボランティア組織の立ち上げ等に要する経費 (掲示板、ホワイトボード、ポット、ベスト等)</p> <p>ボランティア導入環境整備費 ボランティアルーム整備等</p>	
<p>県(上限有り)</p>	

## 地域による学校支援の推進

課名：家庭・地域教育課

- 学校支援ボランティアを全県で展開していきたいので、ご協力をお願いします。
- 学校支援ボランティアの受入を円滑に進めるため、学校及び市町村学校教育担当課の積極的な研修参加をお願いします。
- 活動例を数多く掲載した「学校ボランティア実践事例集」と「放課後子ども教室実践事例集」を作成しましたので、事業の参考にしてください。
- 放課後支援についても、学校・保護者・地域との連携について、ご配慮ください。

### 1 概要

地域全体で学校を応援し、子どもを健やかに育てるため、学校からの求めにより地域の方々をボランティアとして派遣する「学校支援ボランティア事業」を推進する。

### 2 今後の取組方針

#### (1) 実施市町村、学校の拡大

23年度は、学校支援地域本部事業は6市町（境港市、三朝町、南部町、伯耆町、江府町、日南町）が実施予定。

その他の市町村については、小中学校課が6月補正で要求する予定の「地域で育む学校支援ボランティア事業」とも連携し、すべての市町村で学校支援ボランティア事業が円滑に実施できるよう推進する。

#### (2) 体制整備、普及啓発

事例集やハンドブックの配布、研修会の実施等により、教職員、コーディネーター、ボランティアの理解を深めるとともに、事業実施に向けた体制づくりを小中学校課・各教育局と連携しながら進める。

4月	学校支援ボランティア、放課後子ども教室実践事例集の配布
6～8月	ボランティアハンドブック（ボランティア用、学校・コーディネーター用）の作成・配布（小中学校課予算）
8月	第1回学校支援ボランティア研修会 【趣旨】学校支援ボランティアについての理解を深め、実践意欲を高める。 【対象】学校担当者、コーディネーター、市町村教委担当者等
9月	コーディネーター養成講座 【趣旨】具体的な事例を通して学校支援ボランティア活動におけるコーディネーターの役割についての理解を深める。 【対象】コーディネーター、学校担当者、市町村教委担当者等
2月	第2回学校支援ボランティア研修会（3地区で開催） 【趣旨】学校支援ボランティア活動の魅力や可能性について、実践事例を情報交換し理解を深め合い、ボランティア意欲をさらに高める。 【対象】ボランティア、コーディネーター、学校担当者、市町村教委担当者等

地域による  
学校支援のススメ

# 地域のみならず子どもを育てる 学校支援地域本部事業

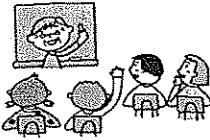
この事業は、地域コーディネーターを配置して、地域全体で学校を応援する体制をつくることを目指しています。  
平成22年度は、境港市、三朝町、南部町、伯耆町、日南町、江府町が事業を実施しています。

## 学校支援地域本部の組織

### 学校

地域の人とつながりを持ちながら教育活動を進めることができます。

- “開かれた学校づくりの推進”
- “郷土を愛する心を育む”
- “体験を通じた学習の充実”



### 窓口となる先生

どのような人材がどんなときに必要かを教職員で話し合います。

### 地域全体で

#### 学校支援推進協議会

※各市町村に設置

地域内の組織づくり、支援・協力体制づくり、ボランティア募集、広報、事業評価等を行います。

### 地域コーディネーター

学校からの要請を受けて、学校支援ボランティアの中から内容にあった人を探して学校に派遣します。

### 地域住民

“できる人が、  
できるときに、  
できることから”

- 自分が持っている知識や技術を活かしたいな。
- 学校の子どもたちと関わってみたいな。
- 学校や地域の役に立つことを何かしたいな。



### 学校支援ボランティア

学校環境整備、学習支援、読み聞かせ、昼下夜の安全パトロールなどの活動を行います。

## 学校が元気な

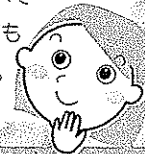
#### 子どもたちにとって

- ◎ 地域の人や自然などのすばらしさに気づきます。
- ◎ 多様な体験の機会が増えます。
- ◎ 地域の人に大切にされているという気持ち生まれます。

#### 学校先生にとって

- ◎ 地域と協力しやすくなります。
- ◎ 学校の環境整備が進みます。

地域のいろいろな方に関わっていただき、感謝の気持ちでいっぱいです。子どもたちもとても楽しみにしています。



## 地域が元気な

- ◎ 身につけている技術や学んだことを活かす場になります。
- ◎ 地域に貢献しているという満足感が得られます。
- ◎ 子どもから元気がもらえます。
- ◎ 仲間が増えます。
- ◎ 子どもを核とした地域のコミュニティが生まれ、まちが明るくなります。

元気な子どもたちと一緒に学習できて、とてもうれしいです。生きがいになりました。



☆学校支援地域本部事業でこんな活動をしています。



(鳥取市) 読書の推進



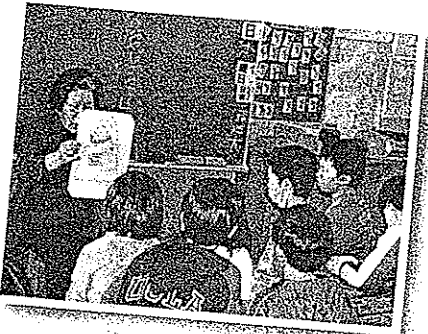
地域の方参加のあいさつ活動  
(鳥取市)



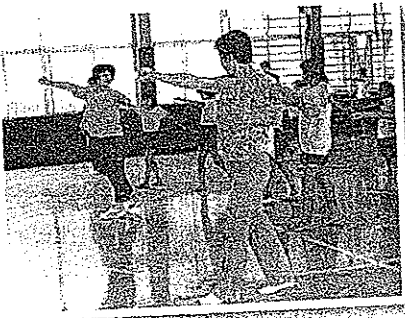
(鳥取市) 郷土産品の活用



読書の推進  
(鳥取市)



読書の推進  
(鳥取市)



読書の推進  
(鳥取市)

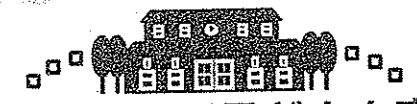


学校環境の整備  
(鳥取市)



読書の推進  
(鳥取市)

# 地域による学校支援のススメ!



## 地域みんなで子どもを育てる ～学校支援地域本部事業～



### 学校支援地域本部事業のススメ

学校支援地域本部とは、学校が必要とする活動について、地域の方をボランティアとして派遣し、学校を支援する組織で、地域に作られた学校の応援団です。

この事業を進めることによって、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりができます。また、地域住民の知識や技術、経験を生かす場にもなり、活動を通して人のつながりも生まれ、地域の教育力も向上します。